









資産税課

- 土地第1係、土地第2係、家屋第1係、家屋第2係、家屋第3係
- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課（総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む（かわさき市税事務所に限る。）。）
 - (2) 特別土地保有税の賦課（かわさき市税事務所に限る。）
 - (3) 国有資産等所在市町村交付金（かわさき市税事務所に限る。）

納税課

- 収納第1係、収納第2係、収納第3係、
収納第4係（かわさき市税事務所及びみぞのくち市税事務所に限る。）
収納第5係（かわさき市税事務所に限る。）
収納第6係（かわさき市税事務所に限る。）
- (1) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分

こすぎ市税分室〔第2類〕（みぞのくち市税事務所に限る。）

- (1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課
- (2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）
- (3) 固定資産税及び都市計画税の賦課
- (4) 納税思想の普及高揚
- (5) 市税の証明及び閲覧
- (6) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分

電話番号は、P116に掲載